

『吾妻鏡』建曆三年五月十七日条

(建曆三年五月)

十七日丁巳、先次郎左衛門尉政宣(山内)所領武蔵国大河戸御厨

内八條郷、賜式部太夫重清、但地頭渋江五郎光衡者、如

本所可安堵之由、所被仰下也、相州(北条義時)・前大膳大夫(大江広元)被加下

知云々、

十七日 丁巳、先次郎左衛門尉政宣が所領武蔵国大河戸

御厨の内八條郷を式部太夫重清に賜う、ただし地頭渋江

五郎光衡は、本所のごとく安堵すべきの由、仰せ下さる

るところなり、相州・前大膳大夫、下知を加えらると云

々